

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		点検結果の区分
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無		
グリーンイノベーション基金事業/バイオものづくり技術によるCO2を直接原料としたカーボンリサイクルの推進/CO2を原料に物質生産できる微生物等の開発・改良、CO2を原料に物質生産できる微生物等による製造技術等の開発・実証/バイオものづくり技術によるCO2を原料とした高付加価値化学品の製品化	理事 西村 知泰 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2023年7月7日	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 京都府木津川市木津川台九丁目2番地	2130005012678	公募による企画競争により選定した同法人と契約するもの。	-	1,017,572,600	-	公財	国認定	77	(契約終了日) 2026年3月31日	審査には十分な期間が確保されているとともに、外部委員による採択審査を実施するなど公平性・公正性も確保されている。	無	5
燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学連携研究開発事業/共通課題解決型基盤技術開発/固体高分子形燃料電池生産時のエージングプロセスの現象解明	理事 弓取 修二 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2023年8月4日	公益財団法人高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都一丁目1番1号	3140005020349	公募による企画競争により選定した同法人と契約するもの。	-	20,792,200	-	公財	国認定	72	(契約終了日) 2025年3月31日	審査には十分な期間が確保されているとともに、外部委員による採択審査を実施するなど公平性・公正性も確保されている。	無	5.8
資産管理システムの改修業務	理事 小山 和久 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2023年9月19日	公益財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2番1号	5010005016795	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	97,915,400	92,139,465	94.1	公財	国認定	-	(契約終了日) 2025年7月31日	事業者の選定に当たって、資産管理システムを開発、改修等している当該法人でなければ業務を実施することができないことなど、当該法人と継続して契約する必要性について、適切に審査を行っている。	無	5
戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期/スマートモビリティプラットフォームの構築/実践的なモビリティのR・デザイン	理事 西村 知泰 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2023年12月6日	公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷三丁目23番1号	8010005003758	公募による企画競争により選定した同法人と契約するもの。	-	28,503,200	-	公財	国認定	164	(契約終了日) 2026年3月31日	審査には十分な期間が確保されているとともに、外部委員による採択審査を実施するなど公平性・公正性も確保されている。	無	5
バイオものづくり革命推進事業/未利用原料から有用化学品を産み出すバイオアップサイクリング技術の開発	理事 林 成和 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2024年1月29日	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 京都府木津川市木津川台九丁目2番地	2130005012678	公募による企画競争により選定した同法人と契約するもの。	-	1,909,403,400	-	公財	国認定	40	(契約終了日) 2025年3月31日	審査には十分な期間が確保されているとともに、外部委員による採択審査を実施するなど公平性・公正性も確保されている。	無	5.8
資産管理システムの運用保守等業務	理事 吉岡 正嗣 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	2024年3月27日	公益財団法人日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2番1号	5010005016795	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	20,081,600	18,619,326	92.7	公財	国認定	-	(契約終了日) 2026年3月31日	事業者の選定に当たって、資産管理システムを開発、改修等している当該法人でなければ業務を実施することができないことなど、当該法人と継続して契約する必要性について、適切に審査を行っている。	有	5

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。